

【千葉県版】特別免許状に係る提出書類等及び教育職員検定基準(R5.4.1～)

検定項目	提出書類等	受検者の経験等			検定基準		
		教科に関する授業に携わった経験(ALT等)	教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)	本県教員採用特別選考での合格者(普通免許状の取得見込みがない場合)			
I 検定書類	教育職員検定願	◎	◎	◎	・免許法第5条第1項各号のいずれかに該当しないこと。(免許法第5条第2項) ・教員の職務を行うに必要な健康状態であること。(免許法第6条)		
	誓約書	◎	◎	◎			
	履歴書	◎	◎	◎			
	身体に関する証明書又は健康診断書	◎	◎	◎			
II 受検者の教員としての資質の確認	(1)教科に関する専門的な知識又は技能	専門的知識経験に関する証明書	◎ (専門分野の従事経験についていずれか)	◎ (専門分野の従事経験についていずれか)	◎ (専門分野の従事経験についていずれか)	次の①又は②に該当し、かつ良好な成績であること。 ①学校等における申請する教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上あること。 ②申請する教科に関する専門分野に関する勤務経験等が、概ね3年以上あること。	
		専門的知識経験又は技能に関する申告書					
		実務成績証明書					×
	公的資格等を証する書類	○	○	○	取得希望教科について、相当高い専門性を有すること。		
	(2)社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見	任命権者等以外による推薦書(1通以上)	◎ II(1)の証明内容を含めて記載しても可	◎ II(1)の証明内容を含めて記載しても可	×		次の①～③について、良好であると認められること。 ①具体的な活動実績・効果(優れた専門性が発揮されていることが認められること。) ②人間性(明るく、活力があり、誠実で、社会的信望が認められること。) ③資質・情熱(教育に対する強い熱意があり、教員としての自覚や誇りが認められること。)
		本人の申請(志願)理由書	◎	◎	△		
III 任命権者等の推薦による受検者の社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見及び学校教育の効果的実施の確認	任命権者等による推薦書	◎ II(1)の証明内容を含めて記載しても可	◎ II(1)の証明内容を含めて記載しても可	◎	II(2)について、良好であることに加え、次の①～③の観点から、受検者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることが確認できること。 ①受検者を配置することにより実現しようとしている教育内容・教育課程が適当であること。 ②受検者に対し、特別免許状を授与する必要性があること。 ③研修計画の立案、実施、学習指導要領等の共通理解のための体制、特別免許状所有者の配置割合について良好であること。		
IV II及びIIIについての確認	指導主事・管理主事による授業観察・面接等	○	○	△	II及びIIIについて、良好であるとされた内容が、授業観察、面接等で認められること。		
V 受検者の教員としての資質について第三者の評価を通じた確認	検定委員2名以上による面接	○	○	○	検定委員2名以上から聴取(面接)した意見を参考にして、可否の判定を行う。		
	検定委員2名以上による意見聴取	◎	◎	◎			

◎:必要 ○:授与権者(千葉県教育委員会)が必要と認める場合 △:教員採用選考で実施した内容を活用